

地域計画変更に係る協議の場の開催について（農業経営基盤強化促進法第19条関係）

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、地域計画の変更申出があった事項について、地域計画の変更を予定しています。つきましては、下記のとおり、変更内容について意見を募集しますので、意見がある場合は提出してください。

1. 対象地区

南都田地区（奥州市胆沢）

2. 地域計画変更の概要

変更を希望する土地及び内容は下記のとおりです。

No.	地名	地番	地目	面積 (m ²)	変更内容	変更理由
1	南都田字田中	95	田	1171.00	地域計画区域からの除外	農地以外の利用に供するため
2	南都田字午房谷地	157-1	田	926.00	地域計画区域からの除外	農地以外の利用に供するため
3	南都田字外記	265	田	2825.00	将来の耕作者の変更	耕作者からの変更申出
4	南都田字銭倉	142-2	田	87.00	将来の耕作者の変更	農地法第3条
5	南都田字銭倉	143-1	田	88.00	将来の耕作者の変更	農地法第3条
6	南都田字銭倉	389	田	3233.00	将来の耕作者の変更	農地法第3条
7	南都田字銭倉	431	畠	481.00	将来の耕作者の変更	農地法第3条
8	南都田字銭倉	434	田	9853.00	将来の耕作者の変更	農地法第3条
9	南都田字熊野	15-2	畠	180.00	将来の耕作者の変更・農業を担う者として新規登載	耕作者からの変更申出
10	南都田字熊野	242	畠	436.00	将来の耕作者の変更・農業を担う者として新規登載	耕作者からの変更申出
11	南都田字滑志田	35-1	畠	2078.00	将来の耕作者の変更	農地法第3条
12	南都田字浅野	261-2	畠	893.00	将来の耕作者の変更	農地中間管理事業
13	南都田字浅野	262-1	畠	906.00	将来の耕作者の変更	農地中間管理事業

3. 意見募集期間

令和7年12月19日（金）～令和7年12月26日（金）

4. 意見の提出方法

「氏名」「住所」「意見の内容」をメールに直接記載し、以下のアドレスへ送信してください。

5. 問い合わせ・提出先

奥州市農林部農政課人・農地プラン推進室（奥州市水沢大手町一丁目1番地5F）

TEL：0197-34-2371 FAX：0197-24-1992 Eメール：hitohouchi@city.oshu.iwate.jp